

## 藤沢市地域福祉計画 2026 の中間見直しについて（最終報告）

### 1 趣旨

本市では、社会福祉法第107条に基づき、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画期間とする「藤沢市地域福祉計画2026」を策定し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を進めています。

策定から3年目を迎える中、孤独・孤立対策推進法の成立など、この間の社会動向の変化や「藤沢市地域福祉に関するアンケート調査」（令和4年11月～12月）の結果などを踏まえ、中間見直しを行います。

### 2 これまでの経過

藤沢市地域福祉計画推進委員会等における協議や、地域福祉に関する市民アンケート調査、地域福祉関連団体に向けてのヒアリングを実施し、中間見直し案の策定を行ってきました。また、令和5年12月市議会定例会における中間報告でいただいたご意見及びパブリックコメントの結果を踏まえ、最終案としてとりまとめました。

### 3 パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果（資料2 計画P96参照）

- (1) 実施期間 令和5年11月13日（月）～12月12日（火）
- (2) 意見件数 2件
- (3) 対応 いただいたご意見は、1件については本計画及び関連計画で既に網羅されている事項であり、1件については本計画と直接関連する内容でなかったため、パブリックコメントによる計画の修正はありません。

### 4 中間報告からの主な改定内容

- (1) 計画本編  
施策の方向性や施策の展開など、基本的な内容については変更していません。藤沢市地域福祉計画推進委員会委員の意見を参考にしながら、本文の表現を修正しました。
- (2) 資料編（資料2 計画P106参照）  
本計画との両輪として、地域福祉を推進する役割を担う、民間のアクションプランである「藤沢市地域福祉活動計画」に関する項目を追加しました。

### 5 計画案

資料2 参照

以 上

（事務担当 福祉部地域共生社会推進室）